

福祉避難所の開設・運営に関する申し合わせ

乙訓福祉施設事務組合（以下「組合」という。）と向日市、長岡京市、大山崎町（以下「2市1町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び災害救助法（昭和22年法律118号）に基づく福祉避難所の開設・運営について、次のとおり申し合わせる。

（開設要請）

第1条 災害時、2市1町は、組合に対して、組合の管理運営する次の施設（以下「各施設」という。）に福祉避難所を開設することをそれぞれ要請できるものとする。

施設名	所在地
乙訓若竹苑	京都府長岡京市井ノ内西ノ口17-8
乙訓ポニーの学校	京都府長岡京市井ノ内西ノ口17-8

2 前項による要請があった場合、組合はこれに応じるものとする。

（避難者の受入）

第2条 各施設の避難者収容人数は、原則、次のとおりとする。

施設名	収容人数	備考
乙訓若竹苑	70名	左記人数には要配慮者に付き添う家族等の人数も含む。
乙訓ポニーの学校	50名	

※収容人数は1人約2～4㎡を基準として算出

2 各施設における2市1町から受入可能な避難者数の目安は、各市町の人口割合（直近の10月1日現在住民基本台帳の人口）に応じるものとする。

3 2市1町からの避難者数が前項に定める目安を上回る場合は、各市町の被災の状況に応じて、組合と2市1町が別途調整する。

（対象避難者）

第3条 各施設の受入対象避難者は、原則、障がいのある者で、障がいの特性により一般の避難所では生活困難な者（要配慮者）及び当該要配慮者に付き添う家族等とする。

2 2市1町が、前項に定める者以外の避難者を各施設に避難させる場合は、あらかじめ組合に当該避難者（要配慮者）が必要とする支援の態様を伝え、時期・方法等について調整するものとする。

3 医療的支援の必要な避難者（要配慮者）については、付き添う家族等が対応できる者は受け入れるものとする。

（運営）

第4条 2市1町は、各施設における福祉避難所の開設及び閉鎖を決定し、対象者の入退所の調整など必要な管理を行うものとする。

2 組合は、避難者の生活に必要な援助（食事の提供、生活必需品の給貸与などを含む。）を行い、福祉避難所を運営するものとする。なお、具体的な運営方法については、組合と2市1町が別途協議して定めるものとする。

3 組合は、災害時に福祉避難所を円滑に運営することができるよう訓練を実施するとともに、必要最小限の物資の備蓄に努めるものとする。

4 2市1町は、各施設における福祉避難所の運営に必要な物資の支援を行うものとする。

（費用負担）

第5条 福祉避難所の開設・運営に関する費用は、2市1町が、原則、各市町からの延べ避難者数に応じて、負担するものとする。

(その他)

第6条 この申し合わせに定めるもののほか、福祉避難所の開設・運営に関して必要な事項は、組合と2市1町が協議の上、別途定めるものとする。

この申し合わせを証するため、本書4通を作成し、管理者・各市町長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年1月30日

乙訓福祉施設事務組合管理者

向日市長

長岡京市長

大山崎町長